

令和7年度
第2回 福島地方最低賃金審議会
福島県最低賃金専門部会
議 事 錄

日 時 : 令和7年7月31日(木)

13:30～15:20

場 所 : 福島テルサ あづま

出席者 : (公)熊沢、森谷

(労)塩澤、高橋、田崎

(使)安達、金子、佐藤

1 開 会

(室 長) 定刻となりましたので、これより令和7年度第2回福島県最低賃金専門部会を開会いたします。

2 定足数の確認

(部 会 長) 初めに、事務局は定足数の確認をお願いします。

(室 長) 本日は、元井委員が欠席されておりますが、委員の3分の2以上の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により、本専門部会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

3 議 事

(1) 参考人意見聴取について

(部 会 長) これより議事に入ります。

本日の専門部会では、参考人からの意見聴取を行います。

それでは、参考人意見聴取について、事務局から説明をお願いします。

(室 長) 最低賃金法第25条第5項に基づき、福島県最低賃金改正決定についての意見書提出に係る公示を行いましたが公示に基づく意見書の提出はありま

せんでした。

7月15日に開催されました第2回福島地方最低賃金審議会において、最低賃金法第25条第5項に基づき、同法施行規則第11条第2項により参考人から意見を聞くことが決議され、参考人として関係団体より3名の推薦がありました。

本日は、会議資料128ページの「参考人意見陳述者名簿」のとおり、労働者側2名、使用者側1名から意見をお聴きする予定になっております。

発言の要旨は、「福島県最低賃金に関する意見書」として本日の資料に添付しておりますので、参考にしていただきますようお願ひいたします。

(部会長) それでは、これより参考人からの意見聴取を行います。

最初に参考人から意見を伺い、その後に質疑応答という順序で進めます。

では、労働者側参考人の東邦亜鉛労働組合小名浜支部 執行委員長 大内様から意見をお伺いしますので、事務局は、御案内をお願いします。

【参考人入室】

(部会長) 本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

私、福島地方最低賃金審議会専門部会部会長をしております森谷と申します。

最初に自己紹介をしていただき、その後に、御意見を伺いたいと思います。御意見は、15分程度で収めていただき、その後に各委員から御発言内容等に関して質問をさせていただきますので、宜しくお願いします。

(大内淳) 東邦亜鉛労働組合、小名浜支部、委員長を務めております大内です。よろしくお願ひいたします。

まず、適切と思われる賃金ですが、福島県の最低賃金は1時間955円です。これは、連合が示す「リビングウェイジ2024」で、車を保有しながら生活する単身者に必要とされる1,440円と比較して、485円の開きがあります。全国加重平均最低賃金は1,055円(2024年度)であり、本県との格差は100円です。その解消に繋がる改正、引上げをお願い致します。参考資料1の連合リビングウェイジになります。

続きまして、発効日についてですが、一般労働者の賃金引上げが4月に実

施されることを踏まえ、最低賃金近傍で働く方のために、早期発効をお願い致します。

上記の理由ですが、最低生計費と物価上昇について、最低賃金の現状は、連合リビングウェイジを下回っており、絶対額として最低生計費を賄えておりません。また、物価上昇も県民生活に大きな影響を与えています。総務省統計局によると、全国の消費者物価指数は前年比3%前後の上昇を続けており、とりわけエネルギーや食品など生活必需品の値上げが家計を圧迫しています。現場でも「去年より暮らしが苦しくなった」という声が広がり、支出を切り詰める世帯が増えています。

2番目としまして、賃金が左右する若年層の進路、文部科学省の「令和6年度学校基本調査」によると、福島県の高校卒業者は13,864人で、そのうち大学・短大・専修学校等への進学者は9,932人(進学率71.5%)、こちら、大学への進学率が7,088人、51%になっておりますが、訂正させていただきます。進学率が前年より上昇している一方、就職率は低下しており、進学後に県外へ移る若年層が増加している可能性が示唆されます。こちら、高等学校卒業者、参考資料2となっております。

さらに、厚生労働省が実施した「令和5年若年者雇用実態調査」によれば、15歳から34歳の若年正社員のうち31.2%が転職を希望しており、その理由の最多は「賃金の条件が良い会社に変わりたい」59.9%でした。これは、賃金水準が若年層の職場選びにおいて極めて大きな要因となっていることを示しています。転職しようと思う理由別 若年正社員割合、参考資料3となっております。

福島県の最低賃金は、隣接県と比較して低い水準にあり、この賃金差が若年層の県外流出や地域活力の低下に影響を及ぼしていると考えられます。したがって、最低賃金の着実な引き上げが地域の若年者の定着と活性化に向けて重要な施策であると考えます。

3番目としまして、最低賃金労働者の実態について、最低賃金引上げを求める県民の声と議会の動き、福島県議会をはじめ、複数の市町村議会で「最低賃金の引き上げに関する意見書」が採択されており、連合福島が実施した

最低賃金引き上げを求める署名活動では、109,932筆を超える県民の声が寄せられました。県民の理解と支持が得られていることは重要な事実です。

次に、福島県内の賃金実態について、福島県内の総生産額は7兆8,447億円で全国21位なのに対して、1人あたりの所得は、全国25位と平均を下回っています。1人あたり県民所得（参考資料5）、県内総生産額（参考資料6）、製造品出荷額（参考資料7）、給与・労働時間、全国との比較、事業所規模5人以上（参考資料8）、所得及び消費に関する指標（参考資料9）となっております。

次に、県最低賃金と全国最低賃金平均額の推移、県最低賃金と全国最低賃金平均額の推移を比較すると104円の格差があり、年々格差が拡大していることから、計画的な引き上げが必要です。県最低賃金と全国平均最低賃金の推移（参考資料11）。

賃金格差と低賃金層の改善動向、連合福島に加盟する組合の本年度の賃金引き上げは、6月23日現在、平均賃上げ方式14,076円（引上げ率4.94%）、となっている一方で、100人未満規模の組合は、10,977円と格差が拡大しています。

また、連合福島に加盟する組合の有期・短時間・契約労働者の賃上げ額は、加重平均で、時給60.06円（引上げ率5.43%）、月給については、12,500円（引上げ率6.91%）で、引上げ率は、一般組合員（平均賃金方式）を上回っております。

さらに福島県の調査によると、5人以上の事業所における一般労働者の所定内給与は233,993円で、1時間当たりの換算では、1,806円となっております。これは現行の福島県最低賃金955円と比べて、851円もの大きな格差があることを示しています。

こうしたデータは、低賃金労働者の生活が依然として厳しい状況にあることや、人手不足に伴う労働負荷増大への理解が広がっていることを背景に労使間で賃上げが合意されている実態を示しています。したがって、最低賃金の引き上げは不可欠な課題です。福島県の賃上げ結果と県最低賃金の推移

（参考資料10）、2024連合福島春季生活闘争妥結結果（審議会配布資料）となっております。

近年は、超少子・高齢化により生産年齢人口の減少が不可避である中、多くの企業で人材の不足、募集をしても集まらない傾向が加速しています。労働市場は、需要と供給の調整において、賃金や労働条件がこれまで以上に重視されています。

特に、ここ1、2年は物価等の上昇により、春季闘争での月例賃金は、大幅な改善金額傾向にあります。しかし、それでも実質賃金の改善までには至っておらず、労働者にとっては、厳しい状況となっております。また、賃金が大幅に引き上げられているのはあくまでも大手・中堅中小企業を中心とした組織労働者であり、未組織である企業労働者や、非正規労働者は最低賃金の上昇こそが事実上の賃上げであると考えます。

県内で働く全ての労働者にとって最低賃金の引き上げは、不安払しょくや、格差是正の観点からも大変重要であるとともに、隣接する県への生産人口流出の問題にも繋がっていると感じており、額差を改善することも大切だと思います。

東邦亜鉛小名浜製錬所は、非鉄金属の製造を担う重要な事業所として、鉛・亜鉛をはじめとする非鉄金属製錬事業を中心に事業を展開し、産業と社会の発展に貢献してまいりました。現在は、各種メタルの製品加工業及び新規設備導入による亜鉛ダスト処理を中心とした金属リサイクル事業に再編します。職場は重労働の現場を抱えています。真夏の高温下での作業、重量物の取扱いなど、労働環境は決して楽ではなく、技能と忍耐力を必要とする仕事です。

こうした現場では、正規・非正規を問わず多数の労働者が支えており、非正規雇用の方々も重要な戦力となっています。したがって、最低賃金の水準が現実の待遇に直結し、働く意欲や職場定着にも強く影響を与えております。

近年、地域の若年層を安定的に確保することが困難になっています。周辺の中小製造業では、「募集しても応募がない」、「新卒応募がゼロ」といった声も聞かれ、製造業そのものの継続可能性に疑問符がつくような事例も出

始めています。若年層は賃金水準の高い県外や他業種へと流れており、現場では技能の継承や生産ラインの維持すら危機的状況にあります。

私たちの製錬所でも、初任給の引き上げなどを通じて、人材確保に向けた取り組みを進めていますが、それでも地域全体の賃金水準が低いままで、人が集まらず、企業の努力にも限界があります。

「最低賃金では人が来ない、採れない、続かない」。これは決して誇張ではなく、現場が直面している切実な実態です。

最低賃金の底上げは、単なる生活保障にとどまらず、地域の産業維持と社会の持続性を支える「未来への投資」です。私たちは、福島で暮らし、働き、家族を持ち、地域に貢献できる社会を切望しています。

最低賃金の大幅な引き上げこそが、その実現に向けた第一歩です。

本日御出席の専門部会の皆さまには、現場の声、地域の現実、そして未来への責任をどうか真摯に受け止めていただき、大幅な引き上げのご決断をお願い申し上げます。以上になります。

(部会長) 大内様ありがとうございました。

只今の大内様からの御意見について質問等ございますか。

(佐藤委員) ひとつ気になった点がありますので、教えていただきたいと思います。

132ページの真ん中のところで、「非正規雇用の方々も重要な戦力となっています」と記載されておりますが、御社のような大手の非鉄金属製造業の現場において、非正規雇用の方はどのくらいの割合か、また、正規と非正規の方の従業員数について教えていただければと思います。

(大内淳) はい。小名浜の場合だと、9割が正規社員、1割が非正規になっておりますので、非正規は10名いかない程度になります。

(佐藤委員) そうすると、従業員数は100名くらいでしょうか。

(大内淳) そうですね。

(佐藤委員) わかりました。ありがとうございました。

(安達委員) 御説明ありがとうございました。商工会議所連合会の安達と申します。

今、従業員数が100名、非正規の方が大体10名くらいというお話をしたが、まず御社の事業所の方では、今年度の賃上げは行われましたでしょう

か。大体どのくらいの賃上げが実現されたのか教えてください。

(大内淳) 今年度は、定昇相当分含めまして15,000円の賃上げになります。

(安達委員) 正社員の方全体で平均してということでしょうか。

(大内淳) そうですね。

(安達委員) わかりました。

先ほど佐藤委員からもありましたが、非正規の方、数は少ないと見え重要な戦力で、技術の継承もなかなか出来ないというお話もありましたが、この製錬場で働く方々にとって、伝承していかなければいけない技術というのは、具体的にどのようなものがあって、どのくらいの難しさ、熟練度が必要なのかお聞かせください。

(大内淳) やはり、危険な場所もありますので、経験を積んでいって、マニュアルも確かにありますが、マニュアルだけでは補えない部分、そういったところはやはり技術的なもので教えていかないと、実際作業して教えていかないと、という部分はあります。

(安達委員) 危険な場所なので事故が起こらないようにするためのマニュアルはあります、マニュアルを読めばわかるということではなく、現場で経験しないとわからないので、それをきちんと伝えていかないといけないということでしょうか。

(大内淳) そうですね。

(安達委員) わかりました。

最後に、場所柄、小名浜ということで茨城県に近いですが、最低賃金が安いので茨城県に就職するという方がたくさんいるような話はお聞きになりますでしょうか。

(大内淳) 茨城県に勤務するという話は割と聞いていますし、社員でも、茨城に転職するという話も直近で聞いております。

(安達委員) その方は正社員の方でしょうか。

(大内淳) 正社員じゃない方もいますし、正社員の方も茨城県に転職する、賃金が高い方へ転職するという方はおります。

(安達委員) ありがとうございました。

(金子委員) 商工会連合会の金子と申します。御説明ありがとうございました。

2点ほどお聞きしたいのですが、129ページで、「格差が100円なので、解消に繋げてほしい」と見えるのですが、1,440円と1,055円とありますがどちらに対してもおっしゃっているのでしょうか。

(大内淳) こちらに関しては1,440円を目指しているということです。

(金子委員) あと、賃上げ率ですが、非正規労働者の賃上げ率と一般の方の賃上げ率は差があるのでしょうか。

(大内淳) 組合として把握できていない部分はあります。非正規の方は会社とのやり取りになりますので、組合では把握しておりませんが、最低賃金が引き上げれば、その方も上がっていくということだと思いますので、同じ働く仲間としては、金額を上げていただきたいと思っております。

(金子委員) ありがとうございました。

(塩澤委員) 労働側の塩澤です。本日はお忙しいところありがとうございました。

今ほど、非正規雇用の賃金は会社との契約、請負とかそういう形になってしまうのでしょうか。

(大内淳) そうですね。

(塩澤委員) 非正規労働者の賃金を上げたいという部分においては、非常に、地域別最低賃金の引き上げが重要であるという認識でよろしいでしょうか。

(大内淳) はい。

(塩澤委員) 先ほど、県外への流出ということで、県境、茨城や栃木、新潟においては、アルバイトやパートの方も車で通勤てしまえば、10分、15分ですから、やはり1円でも高いところを目指しながら仕事をするような傾向があるのではないか、同じように、高卒者の新規採用も非常に難しいところがあるのかどうか教えていただきたいと思います。

(大内淳) 高卒の採用はかなり難しくなっておりまます。やはり、県外も人が集まらないということがあるらしいので、県外もこちらに募集をかけている状況にあります。高卒の方たちは、まず賃金で選んでいきますし、高速通勤補助するといったような会社もありますので、そういったところに行ってしまう方たちもいるようです。

(塩澤委員) ありがとうございました。

(部会長) 他に御質問等ございませんか。

それでは、大内様ありがとうございました。

【参考人退室】

(部会長) 続いて、労働者側参考人の福島県労働組合総連合 事務局長 佐藤様から意見をお伺いしますので、事務局は案内をお願いします。

【参考人入室】

(部会長) 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

私、福島地方最低賃金審議会専門部会部会長をしております森谷と申します。

最初に自己紹介していただき、その後に、御意見を伺いたいと思います。御意見は、15分程度で収めていただき、その後に各委員から御発言内容等に関して質問をさせていただきますので、宜しくお願いします。

(佐藤晃子) 本日は機会を頂きましてありがとうございます。私は福島県労働組合総連合、事務局長をしております佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。

まず適正と思われる最低賃金について、物価高騰の中で厳しい生活を送っている労働者の生活実態を考慮し、また、人口流出・労働力の流出をくい止めるためにも、他県との格差を是正し、時間額1500円の早期に実現すべきと考えています。その理由について述べたいと思います。

1つ目は、福島県の現在の最低賃金額は時間額955円ですけれども、これで1か月働いた賃金は、福島県毎月勤労統計調査の令和6年度月平均労働時間142.8時間で算出すると136,374円になります。ここから税金や社会保険料などが引かれて、また家賃、水光熱費などの支払い、さらに奨学金の返済などが加われば、とても生活できるような水準ではありません。抜本的な引き上げが求められていると思います。

2つ目に、地域ごとの最低賃金の差が若者を中心とした労働力が首都圏や大都市に流出する大きな要因となっていると思います。地域別最低賃金の比較で、現在の最高額である東京都1,163円と福島県955円との差は208円で、先ほどの月平均労働時間で算出すると1か月あたり2万970

3円、年間では35万6436円もの差となります。本日資料も送付させていただきましたが、資料1の「2023年地域最低賃金と人口の社会的増減の比較図」をご覧ください。総務省の統計局が出している都道府県別の人ロ増減を示す棒グラフと最賃の折れ線グラフを重ねたものですが、折れ線の山の部分に人口増が集中して、谷の部分は人口減になっていることがわかります。

総務省の発表によると、過去1年間の福島県から県外への転出者は3万189人で、県外からの転入者2万3506人を6683人上回り、29年間連続で「転出超過」となっています。転出超過の数は全国で5番目に多く、転出者を年代別に見ると20代が1万3593人と全体の45%を占めている。

また、福島県においては、女性の県外流出は深刻な状況にあり、県内に残る未婚の女性1人に対して未婚の男性が1.35人と、男女比の不均衡は全国で最も大きくなっています。2024年4月に人口戦略会議が分析し公表したものによると、2050年までの30年間に県内59市町村中、33市町村では20～39歳までの「若年女性人口」が半数を下回り、消滅する可能性があるとされています。厚生労働省が昨年9月に発表した、福島県の男女の賃金格差は全国でワースト10位、東北では一番大きいという実態も影響しているのではないかと考えています。

私たち福島県労連は、2014年から、毎年秋に県内全市町村をまわり懇談する「自治体キャラバン」というものを行っています。このキャラバンでも特にここ数年は、人口減少、医療や介護・福祉現場を中心とした人手不足、農業や商工業の後継者不足、少子化問題が各自治体の首長や担当者から出されています。そのような中で厚生労働省から発表された2024年の県内の出生数は8637人で過去最少となり、出生数10人以下の自治体が59市町村中15町村、三島町、桧枝岐村では出生数0となったということに、私自身大きな衝撃を受けました。

資料2をご覧ください。一般社団法人労働運動総合研究所の調査によると、世帯人数や世帯収入における本人の収入の割合などから、一人暮らしするか

のボーダーラインは年収300万円以上だとしています。これを月150時間労働で換算すれば1,667円です。また、結婚して配偶者と子を持つかのピークは年収400～500万円、配偶者と子ども2人では、年収500～600万円の収入がボーダーラインという結果になっています。ちなみに、最低賃金を1500円に仮定すると1500円×年間1,800労働時間×2人分=年額540万円となります。

全国労働組合総連合（全労連）と地方組織が「最低生計費試算調査」に取り組んでいます。資料3をご参照ください。この調査は静岡県立短期大学の中澤秀一先生の監修のもと、対象年齢の労働者がどのような住居に住み、どのような交通手段で職場に通い、どのくらいの頻度で買い物や職場の飲み会に行き、というような生活実態を調べ、また、衣服や生活用品など何をどのくらい持っているかなどの持ち物財調査を行い、7割以上の人人が持っている物は、持っていることが一般的とするというような、合意形成会議を開き、そして、それをどのような所で購入し、実際どのくらいの金額で売られているか、それからその地域の平均的な家賃や水光熱費、住民税など地域ごとの金額を細かく調査し、算出しています。資料の3は全国各地を調査した25歳の独身男性が健康で文化的な生活をする上で必要な生計費をまとめたものになります。これを見ると地域間での格差はなく、月額24万円以上、月150時間の労働時間で換算すると時間額1500円以上が必要であることが明らかになっています。福島県労連が2016年に次いで行った2022年の調査でも、25歳単身男性で1702円、173.8時間換算でも1469円となりました。その後の物価高騰も受け、直近で発表された他県の結果は新潟市が1837円、静岡市が1904円など1800円台から1900円が相次いでいます。これらと比較して現在の955円という金額は低すぎると言わざるを得ません。

次の、低賃金の労働者の実態について述べたいと思います。医療や介護・保育などの福祉関係は「女性の仕事」「女性が担うもの」「女性が得意な仕事」などとの従来からの社会的な役割分担やイメージのあり、総じて賃金が低い傾向にあります。それらの分野の求人情報を見ると、最低賃金近傍や最

低賃金そのものの求人が多く存在しています。福島市の放課後児童クラブ支援員、一般的には学童保育指導員と呼ばれることが多いですが、この例を挙げたいと思います。資料の4をご覧ください。福島市内には今年4月現在で、98の学童保育があります。いくつかの求人情報サイトを調べましたら、福島市内の学童保育の求人を見ると、955円での募集が散見されました。ここに示したのはスタンバイという求人サイトで、59件の求人情報が載っていましたが、時間給表示での募集は29件で、その中でも最低額は955円、最高1345円で、955円での募集が4件、960円での募集が4件でした。月額表示の施設でも一日7時間の週5日で133,000円、9時間で147,000円など、時間給換算で955円～960円の施設も複数見られています。

建設交運一般労働組合福島学童保育支部が行った調査によると、市内の指導員の中にはダブルワーク、トリプルワークをしている人も多く、感染症の拡大などによる急な休校に伴う朝からの学童保育の開所対応に、他の仕事との関係で指導員がそろわざ、開所できなかった学童保育もあるということです。このサイトでも、他のサイトでも医療現場での看護助手や調理員、介護士、保育士などの求人も総じて低い状況にあります。これらの職種は全国的にも最賃近傍であり、最賃が高い地域では求人の時間額がその地域の最賃であって福島よりは高く、この分野での他県への流出と、それに伴う人手不足が慢性化している状況にあります。今回は記載しておりませんが、一昨日、福島市内の保育所を中心に組織されている福島保育労働組合、福祉労働組合、福島支部が福島市との懇談を行いました。その際、ある組合員が、3年間市内の保育園で働くと返済分の半額が免除、5年働くと全額免除となる、保育士確保のための奨学金を利用して保育士になったが、同じ奨学金を利用した友人数人が5年務めたところで首都圏に転職してしまった、自分はそれともう一つの奨学金を利用したが、その返済にも苦労しているということを語っていました。また、別の組合員は、子ども2人が母親と同じ保育士になりたいと言ってくれたが、給料が安くて苦労するから辞めなさいと全力で止めたという話をしていて、私もその場におりましたが、とても切なく、やるせな

い気持ちになりました。

その他の参考意見として、最低賃金の引き上げに関連して、福島県労連と各地方労連は、昨年12月議会と今年3月議会において、県内の市町村議会に対し、「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の提出を求める陳情を行って参りました。陳情項目は最低賃金法を全国一律制度に改正すること、労働者の生活を支えるため、最低賃金についてただちに1,500円以上を実現すること、最低賃金の引き上げができ、経営が継続するように、中小企業・小規模事業所への支援策を抜本的に拡充・強化することの3点を要望として挙げています。資料は採択状況をまとめたものです。審議の結果、11市町村議会で採択、1村議会で趣旨採択されています。採択された意見書は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長等に送付されています。資料6には実際に喜多方市議会で採択された意見書を付けておりますので、ご覧いただければと思います。私たちはどこに住んでいても、すべての働く人が人間らしく暮らせる賃金の底上げを実現するため最低賃金法などを改正し、全国一律の最賃制を創設すること、そして、その円滑な導入のために中小企業や業者などを対象とした、引き上げ経費の全額補助など、特別な財政措置を行うこと、また、独禁法や下請け二法の改正、公正取引を実現し、下請けいじめを根絶し、最低賃金引き上げをコスト等が価格に適切に反映される仕組みを構築することを求めております。

最後に、7月15日に開かれた第2回福島地方最低賃金審議会を傍聴させていただきました。その際に配布された資料の中で、令和6年の福島市の「標準生計費」は、1人世帯、および4人世帯の額が前年を下回る結果となっています。資料の7に消費者物価指数」と「標準生計費の推移の比較」を添付いたしました。食料を中心とした物価高騰がこれだけ続いている中で、標準生計費が実態を正しく反映したものになっているとは思えません。愛知県では生計費の資料として、「最低生計費調査」も資料の一つに加えられました。ぜひ福島県でも採用してほしいということを合わせて要望いたしました。私からの陳述といたします。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

(部会長) 佐藤様、ありがとうございます。

それでは、佐藤様からの御意見について質問等ございますか。

(なし)

(部会長) 私からひとつよろしいでしょうか。求人情報サイトの資料を基にご説明いたいた部分で、学童保育の求人のお話がありましたが、それはその前に御説明されていた、女性が得意な仕事、女性が主に従事する仕事の一例として挙げられたものということでしょうか。

(佐藤晃子) 特にそういうことではなく、医療や福祉関係の仕事が、元来、女性が担うべき仕事と位置付けられてきた経過もあり、未だに、男性看護師や介護士など、男性がなかなか家庭を維持することが大変な職種になっているという一例として、学童保育の指導員を挙げさせていただきました。

男性の指導員も年に数人ずつ増えてはいるのですが、結婚適齢期やある程度の年齢になると別な業種に転職をしてしまうということが、福島市の実情になっています。

(部会長) ありがとうございます。他に御質問等ございますか。

(なし)

(部会長) 最後に御要望のお話があったかと思いますが、これは事務局の方で意見として、御要望をどうされるか御検討いただくということでよろしいでしょうか。

他に御質問なれば終了となります。佐藤様、ありがとうございました。

(佐藤晃子) ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

【参考人退室】

(部会長) これから、使用者側参考人の御意見をお伺いすることになりますが、参考人は非公開を望んでおられます。その間の意見聴取は非公開となりますので、傍聴者の方は退室をお願いします。事務局は御案内をお願いします。

ここで5分間の休憩を取りたいと思います。事務局は5分後に参考人の御案内をお願いします。

【傍聴者退室】

(休憩)

＜使用者側参考人聴取＞

【傍聴者入室】

4 その他

(部会長) その他としまして、事務局から説明をお願いします。

(室長) 今日現在の中賃の今後の予定等につきまして、御説明します。

第4回目安小委員会を7月29日に開催しましたが、結審とはなりませんでした。中賃ではすぐに日程調整を行い、本日13時から第5回目安小委員会を開催しています。そこでも結審にならない場合は、第6回目安小委員会が開催される可能性があり、現時点での日程は流動的となっています。

中賃での具体的な日程が確定していないことから、中賃審議の状況を含めて、改めて本審の委員のみなさま全員に御連絡させていただきたいと思います。また、もし日程を調整する必要がありましたら、御協力いただけると幸いです。

そのうえで、今後の審議日程につきましては、次回の8月4日第3回本審で御提案させていただきます。

(部会長) ただいまの事務局からの説明につきまして、質問等ございますか。

(塩澤委員) 質問というか確認させてください。

本日の現時点でやられている中賃が、ここで結審とならない場合は、中賃の予定されている日程などの情報は入っているのでしょうか。

(室長) 入ってきておりません。今日決まるのかもしれませんし、その状況によって次を考えるということになります。

(塩澤委員) その上で、8月4日は今の確定ですから、今案内されている内容で実施するということでしょうか。

(室長) 万が一の話をしますと、4日にまだ出ていないという可能性がなくはないです。

(基準部長) 本省からは第6回が行われる可能性がありますという情報しか来ていない

状況です。第6回目が、もしかしたら土日に行われ、8月4日月曜日に間に合うかもしれないという現状がございます。

今、本省では審議を5回開催しているのですが、5回で目安審議が終わって、本審を開催し、最終的には答申を出されるので、それがいつ行われるのかわからない状況です。

もし、6回目の開催となったら、先が読めなくなりますので、8月4日本審及び専門部会を開催するかどうかも含め、みなさまにメールをお送りしようと思います。

今のところ、我々は8月4日に行う審議会を開催する予定です。中賀の動きが見えないところではあるのですが、今日終わることを願っているというのが本音です。

福島での次回本審は目安の伝達になりますが、基になる目安がなければ伝達が出来ませんので、状況を見守っているところです。

御理解いただいたうえで、皆様に御報告を差し上げると言ったのは、その趣旨です。

(塩澤委員) 連絡体制は非常にありがたいのですが、労働側の本審に出てくる委員は、市内にいるメンバーであれば11時半がストップ出来るのかどうかというのは一報もらえばいいのですが、相馬や白河から来るメンバーについては11時半が開催されるのかしないのかというのは事前にわかると助かります。

(基準部長) 明日にはわかると思います。理由は、今回の審議でまとまなければ、第6回開催がいつになるかわからないので、第6回をすぐ開催し、8月4日に終わるという想定が出来ません。今日の審議の動向を見ながら、今日の審議の結果次第で、開催の可否をお伝え出来るかと思います。

遅くとも明日にはご連絡出来ると思います。うまくいけば今日の夜遅くに目安が出来ますので、それが出来れば開催のご連絡いたします。うまくいかず第6回を行いますとなったら、8月4日は開催できること、次回は日程調整しますというご連絡になろうかと思います。

今日の深夜か明日の朝には方向性が出ると思いますので、その結果を受け

て皆様に御連絡を差し上げます。開催の可否を我々も至急判断させていただいてご連絡差し上げるということで御理解いただければありがたいです。

もしかしたら8月4日に開催できる可能性も出てくる、そこも含めて、まずは一旦、明日の段階で御連絡いたします。

(部会長) その他、何かございますか。

流動的なところもありますが、事務局からの御連絡をお待ちいただいて確認いただければと思います。

5 閉 会

(部会長) これにて本日の専門部会を閉会とします。